

## 教育権理論の思想史的考察 (2)

—子どもの権利の比較法制研究に関わって—

川瀬 八洲夫

(平成10年9月30日受理)

The Historical Approach on The Thought of The Right to Education (2)

—Concerning in The comparative Study of The Law of Children's Right—

Yasuo KAWASE

(Received on September 30, 1998)

### はじめに

子どもの権利と人間的発達、教育の問題については、これまでいろいろ論じてきた<sup>1)</sup>。特に教育権理論の課題については、拙著「教育権理論の思想史的考察—子どもの権利の比較法制的研究に関わって—」において<sup>2)</sup> 子ども・親の教育権、教育権理論、国民の教育権—教師の教育の自由—に関わっての観点、比較法制的視点から考察を試みた。本稿ではその続編として、現代の子どもの危機の状況と権利侵害の問題、子どもの権利と人間的発達・教育の問題、そして発達保障としての教育と教育権理論の課題を比較法制的に考察し、教育の現代的役割とその理論を思想史的に分析、論述した。

### 1. 危機の中の子どもたち

子どもは人類の次の世代である。彼等は、人類を政治・経済・社会・文化など、人類の生存・存続・発展の視点から支えていく存在であるがゆえに、人類愛、同胞的・兄弟(姉妹)的視点から育てられ、教育されるべきことを「子どもの権利宣言」(1959)、「子どもの権利条約」(1989)をはじめ多くの国際人権規約などで定めている。しかし国際的視野の観点から望ましい子どもへの処遇・特別のケア・保護・教育等を志しながら、その規定・趣旨・意に反し、子どもについての無理解、差別、虐待など多くの諸問題が存続し、それらが再発、多発化している。こうした子どもへの対応は、戦争・貧困・さまざまな社会的混乱・宗教・民族・人種的対立等々に起因する

ことが多いが、それだけではない。一見平和、安定の国家・社会・民族にありながら、未熟・未開な人間性、人間性への理解、人間の尊厳・人権感覚の欠如等の結果として、人間としての子どもの生存・発達・教育に関わっての無責任なシリアスな問題が山積している。これは子どもについての適切な現実的な理解・配慮・ケアなどの欠如からくる、子どもへのさまざまはな虐待を中心とした危機である。これはヒューマンイーターの観点から、許され難い非人間的、反人間的な側面の現れであり、重大な問題であると言えよう。

さてわが国の子どもは、豊かさで繁栄、平和、そして世界でも有数な教育的大国でありながら、子ども・青年の不登校(登校拒否)・いじめ・虐待・自殺、非行・犯罪などの再発、多発の量的拡大、悪質化が蔓延している。このことは多くの調査資料など<sup>3)</sup>に示されているとおりである。わが国での現状ではこれへの有効な手だてが見つからなく、なお問題が続出、多発している現在である。国際的にも多くの国での<sup>4)</sup>子どもの危機・危機的状況が進んでいる。その端的な例として子どもの虐待を見る。虐待は多様な形態で進行し、その数量も増加している。こうした中でもとりわけ問題が多いのは、アメリカ(USA)・イギリス(UK)である。アメリカでの虐待は避けがたい客観的側面と自己の精神、心情からの主体的側面からくるものといろいろ取り上げられている。

さて現代のアメリカの子どもは、親・家庭、家庭内暴力、離婚、虐待などの最近における家庭の変化に苦しみ、それに対応しながら生活し、適応してゆかなければならない<sup>5)</sup>。こうしたアメリカでは、子どもの虐待に関する国民センター(NATIONAL CENTER ON CHILD

ABUSEMENT AND NEGLECT) の推定では、18歳以下の子どもの4.1%・2,695,308人の子どもが虐待を受けているという<sup>6)</sup>。この虐待は、その類型において、例えば、カリフォルニア法における子どもの虐待とネグレクトの概念定義<sup>6)</sup>によれば、

1. 性的虐待 (Sexual Abuse)
  - ア. 性的暴行 (Sexual Assault) — 成人による次のような行為 — 接触、愛撫、撮影、観察等
1. 性的搾取
2. ネグレクト (Neglect)
  - ア. 過酷なもの (Severe) — 過酷な栄養失調、不十分な健全発達
1. 一般的 — 食物、衣料、医療についてのケア不足
3. 心理的虐待 (Emotional Abuse)
  - 意識的いじめ (Willful Cruelty)
  - 不道理な罰 (Unjustifiable Punishment)
- ア. 身体的苦痛、心理的苦悩
4. 不法な体罰又は傷害  
(Unlawful Corporal Punishment or Injury)
  - ア. トラウマ的 (心的外傷) 条件
5. 身体的虐待 (Physical Abuse)
  - ア. 意図的の危害 などである。

アメリカにおける子どもは、こうした虐待などの危険に包囲されているともいえよう。先にふれたように、いまアメリカの子どもは保護・発達の基本的なベースである家庭が大きな変動のなかで苦悩している。アメリカの家庭での問題は、離婚・再婚・再再婚などで、それへの子どもの適応、その心理と対応、共働きの親と子どもの生活、多様な家庭のトラブル・暴力など<sup>8)</sup>である。こうしたことは子どもの成長・発達の最も基本、基礎的条件を壊し、子どもの人間的発達に深く影響する。家庭でのこれらの危険は子どもにとってシビアな問題なのである。

また、子どもは、家庭だけでなく、当該地域、社会でのさまざまな危険にさらされている。この危険の状況のもとで子ども (本来は楽しく、ファンタジーと遊びの中で育つはずの) の発達がすすめられる。この発達の基礎的環境をなす地域 (COMMUNITY) がさまざまな暴力 (VIOLENCE) に囲まれ、危険状況をつくっているのである。この暴力・傷害の性格は、1-行き掛かり上のアクシデント、2-なんらかの形で避け得るアクシデ

ント、3-不注意の危険、4-暴行、そしてトラウマ (心的外傷-後述) などに分けて理解されているが<sup>9)</sup>、こうした危険は子どもに悪い影響を与え、その後の人間的成長・発達におおきな影響をあたえているのである。

いま、こうした危機の中に置かれた子どもへの救済のために次のようなプログラムが法的に用意され、実効化されている<sup>10)</sup>。

1. 緊急応答プログラム (The Emergency Response)
  - 子どもの虐待とネグレクトの申し立てに対してソーシャル・ワーカーを派遣する
2. 家族維持プログラム (Family Maintenance)
  - 子どもへのケアを助長するために、子どもの望ましくない移動を防止する。また緊急応答プログラムを適用して、確認されている家族にたいして1年間サービスをする
3. 家族再統一プログラム (Family Reunification)
  - 18ヶ月間以内に子どもと家族の再統一をする目的をもってケアの助長中の子どもと彼等の家族へのサービスをする
4. 恒常的配置プログラム (Permanent Placement)
  - 長期間のケアのために養子縁組をしたほうがよく、自分達の家族に安全に戻れない子どもに対してサービスをする

こうした対策を講じつつ子どもの危機的状況に対処している。

イギリスでも最近、子どもの虐待は増え、これについての関心も高まっている<sup>11)</sup>。16歳以下の子ども1,000人につき1.81の重要報告がなされ、虐待の詳細なカテゴリーはアメリカの定義との観点のちがいや、内容のちがいがみられるが、シリアスな事例が多くみられる<sup>12)</sup>。

1. 身体的虐待または傷害  
(Injury Or Physical Abuse)
  - ア. より軽いもの イ. 深刻なもの (骨折にいたるもの、頭に傷害) ウ. 計画的虐待、サディズム
  - エ. 火傷、熱湯によるやけど オ. 噛み付く
  - カ. 繰り返し虐待 キ. 管理不足からくる虐待
  - ク. 器具による罰 ケ. 生殖器、肛門周辺の傷害
  - コ. 振り回す サ. 毒を飲ます シ. その他
2. ネグレクト (Neglect)
  - ア. 放逸又は遺棄 イ. 一人残し ウ. 栄養失調、食物不足、不適切な食物 エ. 奇異な育て
  - オ. 暖かさ (温情) の不足 カ. 適切な衣服の不足

キ、非衛生的家庭環境 ク、道徳的危険を含めての危険の摘発・危険からの保護の不足・子どもの年齢に相応しい監督不足 ケ、継続的登校不履行  
コ、健全育成への不十分さ

### 3. 心理的虐待 (Emotional Abuse)

ア、拒絶 イ、褒める・激励の欠如 ウ、快適さ・愛の欠如 エ、アタッチメント (愛着) の欠如  
オ、適切な刺激 (戯れや遊び) の欠如 カ、継続的ケア (頻繁な動きへの) の欠如 キ、重度の過保護  
ク、不適切な非身体的罰 (寝室などに監禁する)

### 4. 性的虐待 (Sexual Abuse)

ア、不適切な愛撫 イ、相互マスターベーション  
ウ、手先による性器接触・挿入 エ、口唇・生殖器接触  
オ、肛門又は腔交渉 カ、ポルノのための性の活用  
キ、ポルノのための性の露呈 など

さてこうした虐待はどんな型でなされているのであろうか。主要八地区 (ギボンズ調査-Gibbons Et El Study) の平均でみると (Average Figures), 身体的虐待-40%, ネグレクト-26%, 性的虐待-23%, 軽度のもの (例えば、一人残し)-21%で、身体虐待が一番高いが、おおむねまんべんなく、虐待が広がっているといえよう。年齢的には5~8歳頃が多いが、男女の比率からいえば女子のほうが全体的に高くなっている。ネグレクトは男-5.1歳、女-5.4歳、身体的傷害男-5.6歳、女-7.1歳、性的虐待については、男-7.4歳、女8.0歳である。他の3調査では性的虐待はより年長の傾向にあることが指摘されている<sup>12)</sup>。

さて、イギリスでは子どもの権利・保護・福祉などに関する法整備が進んでいるが、そのなかでも子ども法 (Children Act-1989制定, 1991年10月実効) や子ども扶養法 (Child Support Act-1991年制定, 1995年項整理) などは画期的なものであった。特に子ども法は子どもに関わることで、根本的変革をもたらすもので将来におおきな影響を及ぼすとして評価されている<sup>14)</sup>。

子ども法では、子どもの福祉は法廷であっても最高の配慮 (Paramount Consideration) を要するもので、子どもの将来を決定する場合には最高の優先課題 (Over Riding Fact) であることが定められている<sup>15)</sup>。

イギリスのコモン法では子どもへの虐待は厳しく罰せられる。性的虐待は強制ワイセツ罪で、ネグレクトは行為の深刻さによって犯罪の各レベルで処罰される。本来

親は子どもへの権利として、子どもの身体的管理、教育、宗教の決定、医学的治療、財産・所有物の管理・処理、訴訟手続きの代理、適切なしつけなどが定められ、義務としては特に主たるものとしては適切な扶養、教育の実行が求められている<sup>16)</sup>。子どもへの第一の、最大の保護者なのである。しかしこれに反した実態が広がっているのが現実なのである。法廷は、子どもに生起するよく育てるための問題には、子どもの福祉をよく配慮しなければならないことを求めている。そして子どもの諸事情をよく配慮し、子どもの身体的・心理的・教育的必要性と子どもの年齢、理解力を配慮し、子どもの願望や感情を配慮する。また環境の変化、年齢・性・背景、また子どもの悩みや苦しみのあらゆる危険性を適切に配慮することを求めている。子ども扶養法では子どもの福祉を考えるに当たったの強調点で、子どもが要求するものを満たしうる経済的必要性の充足を定めている。

子どもの福祉は子どもの現状的条件、将来への発達-身体的・精神的・心理的・教育的そして特に、いわゆる福祉のチェックリストという社会的発達に関わってくるあらゆる要求、必要性をカバーするものでなければならない<sup>17)</sup> としているのである。こうした観点は、ただ法的精神であるだけでなく、内実をともなった現実的扱いの精神・態度・行動でなければならない。これまでに取り上げてきた子どもに対する虐待は、各種の国際人権規約、子どもの権利条約の規定、精神に反しているだけでなく、子どもの権利、人間的権利に対する侵害であるとともに非人間的・反人間的態度行動であって、原因・理由の如何を問わず、到底許容できるものではない。ましてや現代の世界における政治・経済・文化・文明・社会のリーダーシップをにぎる国々の、人々による子ども理解・態度・行動となると、人間とは何なのかという根源的疑惑が発生してこよう。しかしこうした諸事情を乗り越える方策を探求していかなければならないのである。

## 2. 子どもの権利と教育

子どもの望ましい、適切な人間的成長・発達は、子どもの生存・発達のために、子ども期に特に必要であり、それに相応しい諸環境・保護・特別のケア、学習・教育などがあって、はじめて可能である。それゆえに先進的なヨーロッパ文化において、子ども期とは特別の保護の期であり、そのための権利を持つ期とみなされている。そして子ども期のコンセプトは安全ということに依拠し

ているのである。母の胎内における子どもはいろいろな要素にかくまわれて安全である。子どもは、一度生まれれば、成育への条件を整えなければならない。安全に保たれ、養われ、庇護され、育成され、そのことによって、成長し、発達し、その可能性を拡げていくのである。子どもは最初に親との愛着のなかで安心し、それを基に周りの環境に馴染み、やがて近隣、学校へと拡げていく。そして成長をしていく。また近隣の安全のうちに遊び、探検し、子ども同士の間人間関係をつくっていく。学校の安全のなかで安心して学び、その結果として信頼のおける有意なおとなに成長できる<sup>18)</sup>のである。

子どもの発達研究で知られるワロン(H. Wallon)は、子どもの権利について、1) 保護される権利 2) 教育を受ける権利 3) 指導される権利を主張する。1)については、子どもは感情的発達・欲求の発達・その性格・そこに含まれている危険・身体発達を妨げる状態や条件などから守り、保護される。また、家庭生活の条件、そこにおける物質的傷害からの救済などが意味されている。2)について一子どもの興味への理解・年齢に見合った能力を有効に使う。次の発達の移行への準備・知的な活動・人格の形成・その時々に応じた素質や能力を助長し、刺激してやることを意味している。3)について一子どもはいろいろな課題のなかで自分の能力をうまく用いるために、徒労の模索や行きづまり・失敗・不快なあてはずれなどを避けられるような指導が必要であることを論じている<sup>19)</sup>。

ワロンのような子どもの権利の充足は、いまや国際的な子どもの人権基準の一般原則である。1.の「危機の中の子ども達」で取り上げた子どもの虐待は子どもの権利の蹂躪であるばかりでなく、望ましい子どもの間人的成長・発達の諸条件を破壊していることを意味している。各種の虐待は、虐待を受けた子どものその後の成長・発達に破壊的作用を長く持ちつづけているからである。例えば虐待の結果としてとりあげられているトラウマ(Trauma, 心的外傷)である。

トラウマはその影響の結果は、受けた子どものそれぞれによって異なる。それは、どの程度の要因(質、量)、受けた年齢、その経験のレベル、役立ちうるサポート・システムによって異なるからである。その核心的反応の一貫性は明瞭である。それらは、深い不安・恐怖の一般化・自尊心の喪失などである。そして、引っ込み・回避・否認などに現れる。これらの反応は家族、学校、コミュ

ニティーなどの世界のあらゆることへの参加からの自己防衛、孤立にまわり、結果的に感情的問題を更に悪化させてしまう。他者はこの結果、救いのない感情、非難、怒り、敵対に走る結果となってしまう<sup>20)</sup>。このトラウマが子どもを傷つけ、行動化される時、些細な傷程度から死へと肥大化する。このことの重大なことはトラウマは心理的、道徳的な意味を持つだけでなく、発達の身体的影響にもおおきな意味を持っている<sup>21)</sup>ことである。虐待を受けた子どもの間人的成長・発達への影響は重大ではあるが、もう一つ憂慮されることは、成人後の世代連鎖性が強い指摘もあることである。即ち、虐待を受けた親はまたわが子への虐待の可能性を持つということである<sup>22)</sup>。こうした連鎖の起こらないような保護、教育システムが一層必要になってこよう。

子どもたちは弱く、すぐ犠牲者になってしまう。それゆえ子どもの権利(法制的)の必要性和重要性がある。子どもは無力なゆえにネグレクト、様々な虐待、痴漢に遭遇する。子どもに整然とした権利(法的)があれば、救済一保障が可能になるのである<sup>23)</sup>。この権利の構成というものは多くのものの平等、明瞭な合理性のある存在に関わっている。このことは重要なことなのである<sup>24)</sup>。権利とは価値ある有用な道具である。権利を要求できる世界は人々を尊敬の対象として威厳あるものとする。もともと子どもは容易に犠牲者になりやすい。子どもへの適切な関心、認識が彼等をよりよくしていくのである。権利の道徳的重要さは、言い過ぎることがないほど重要なのである。そのためには、まず愛・友情・深い同情心、愛他主義が必要である。これらはいい人間関係のなかで、特に家族の間人間関係のなかで適切なものとしてつくられる。つぎに上記のことに関わって、おとなは子どもに愛・ケア・愛他主義の見地から関わっていくことが、おとなと子どもとの人間関係を理想的にし、子どもにとっての本当の最善の利益をつくるものになる。また子ども期とは人生の最良の時期であり、黄金の年代である。子ども時代とは自由と遊びと喜びを満喫する時代である。こうした子どもの諸特性を考える時、子どもは大人の観点から考えられるべきではないのである。以上の特性・権利は重要である。権利が欠ければ奴隷状態になる。諸権利とは本来要求である。それは人間性、高潔、個性、人格形成のための必須条件(Pre-Condition)なのである<sup>25)</sup>。

法は、子どもの福祉・幸福に関わっての親子関係についていろいろ言及し、また親・両親のことについて定め

ている。親は子どもについての法的権利・義務・責任を負っているのである。また親は子どもの不正・不適切・異常・不法な態度等についても責任を負っている<sup>26)</sup>のである。

子どもの望ましい人間的成長・発達、保護、教育のために子どもの権利の本来的意味と法制化された権利規定、その概念への積極的理解と適切な対応が要請されているのである。

### 3. 子どもの人間的発達と教育・教育権

#### —教育権理論に関わって—

子どもとは第一義的な、そして最優先されるべき人間である。しかしおとなではない。彼らは傷つきやすい、発達途上の人間である。子どもは養育・ケア・保護・教育などにおいて特別な必要性を持っている。この必要を満たすために多くの差別的扱いに抗して、動機づけ、説明、弁明を必要としているのである<sup>27)</sup>。

さて子どもは我々のものではない。我々の対象物でもない。子どもへの扶養・仕事・教育に関わる諸要求・必要についての権利・義務は出生から成人に至るまで何人といえども除去することはできない。子どもは人間である。したがって人間としての諸権利を持っている。権利は個人としての彼—子どもに属している。現代では、子どもの福利—幸福には最も高度な政治的アクションが要求されている<sup>28)</sup>。

子どもの保護・扶養・発達・教育のためには、いろいろな環境を整え、条件を整備することが必要である。このためには政治・経済・文化・社会的背景が必要である。そしてこれらを整合し、発達し、推進するために、そのための法的整備を必要とする。またこれらを了解し、具体的内実をともなって、成立させるためにはそのための理念—理論が必要である。そして子どもの望ましい人間的成長・発達には適切な教育とそのための教育理論が望まれているのである。

子どもの教育を受ける権利は、子どもの諸権利のなかでも特に重要で、積極的な人間的成長・発達には欠かせないものである。子どもはいろいろ学び、それを我がものにしつつ成長していく。学び、我がものにするための内容・方法・過程、そしてそのための環境・諸条件を整える。親・社会・国家などがそれを履行するための法・行政・財政と全体の配慮・実践が教育権保証の基本なのである。学びを通して子どもは文化を身につけ、自己の

才能・能力を発達させ、個人的判断力をまし、道徳的、社会的責任感を形成し、有用な社会的メンバーになっていくのである。

教育権の考え方はまず歴史的には世界人権宣言 (Universal Declaration Of Human Rights 1948) の精神に基礎を置き、子どもの権利宣言 (The Declaration Of The Rights Of The Child 1959) 経済社会文化的権利に関する協定 (The Covenant On Economic, Social And Cultural Rights 1966)、教育の差別撤廃の勧奨協定 (The Convention And Recommendation Against Discrimination In Education 1960)、教師の地位に関する勧告 (The Recommendation Concerning The Status Of Teachers 1966)、国際理解、国際協力および国際平和のための教育ならびに人権および基本的自由についての教育に関する勧告 (The Recommendation Concerning Education For International Understanding. Co-Operation And Peace And Education Relating To Human Rights And Fundamental Freedom 1974)、成人教育の発展に関する勧告 (The Recommendation On The Development Of Adult Education 1976) などから発展してきている<sup>29)</sup>。この教育権の問題はいろいろな側面をカバーしなければならない。まず経済的社会的な適性な視点から出発し、道徳的側面をカバーしていく必要がある。それは子どもの衣、食、住、健康、育成が必要であるからである<sup>30)</sup>。

もともと教育権理論は市民的自由の歴史から出発してきた。そして生きる権利、自由の権利、平等の権利、法的所有の権利、安全の権利につながってきたのである<sup>31)</sup>。この教育権を倫理的側面から考えれば、それは、世界の全ての子ども達が善意と犠牲から恩恵を受けている福祉・発達・幸福に深く関わっているのである。こうしたことはスウェーデンの「子どもの世紀」のケイ (Ellen Key)、ポーランドの孤児教育家のコルチャック (Janusz Corczack) などの思想・実践の系譜に見る<sup>32)</sup>。

全ての子どもたちは適切な子ども時代を持つべきである。このことは子どもの権利に関するいろいろな宣言で言及していることである。子どもは幼少の年齢から全面发展の機会を持つことは最高度に重要なことなのである。このことは教育権には子どもの「遊ぶ」権利が含まれていることを意味する。遊びとは子どもが世界を知り、他の人を知り、自己表現の手段を獲得し、手先の技巧、創

造的活動の自らの選択をなし得ることである。教育者は、小さな子どもの生活における遊びの重要性、遊びと想像力・道徳的感受性・精神的機敏性の発達の深い関わりに注目してきた。多くの哲学者、芸術家たちも文化的生活のなかにおける遊びの重要性を強調してきた。こうした遊びの意味を考えれば、子どもの人間的発達に関わって、どうあろうとも遊びの重要性は否定できないのである。

さて教育の重要性には二面性がある。一つは社会部側面であり、いま一つは内面性である。パーソナリティーの豊かさの形成である。この二つは必ずしも一致するものではない。時には不一致である。しかし両者は一致させなければならない。子どもの権利としての教育(権)は、この子どもの内面の世界、パーソナリティー、世界の発見、自己の発見、知恵を發展させるものでなければならない。そしてこの教育は、仕事を通して、社会的活動を通して、そして文化的生活への参加、芸術に対しての心理的反応を通して、更に人間関係、旅行、スポーツをとおして進められなければならない。教育権理論とは、単に学校教育とか、社会的文化生活への参加とか、パーソナリティーの発達とかだけのものではなく、広く考えられるべきものなのである<sup>33)</sup>。

教育権の保証と望ましい教育の成立には適切な学習が必要である。適切な学習があってこそ人間的発達を促していく知識・技能・経験・態度などが獲得され、彼の才能を発揮し、人間的諸能力を形成、發展させることができるのである。それゆえに学ぶ権利-学習権の理論が要請される。こうした背景を基に学習権宣言が採択された。それは第4回ユネスコ国際成人教育会議(1985)においてである。学習権宣言は、学習権(The Right To Learn)とは、読み、書く権利である。質問し、分析する権利であり、想像し、創造する権利であり、自分自身の世界を読み取り、歴史をつづる権利であり、個人および集団の力量を發展させる権利であるという。またそれは基本的権利であって、あらゆる教育活動の中心に位置づけられねばならないものであると宣言している。この学習権宣言に先立って、国際的に教育における差別を禁止する条約(Convention Against Discrimination In Education 1960. 1962 効力発生)、就学前教育の組織に関する勧告(Recommendation Concerning In Organization Of The Pre Primary Education)(1961 第24回国際公教育会議・第53号 ジュネーブ、スイス)などで学習・教育権などの問題が論議され、勧告や規定

が定められたのである。国際公教育会議では、子どもの早い段階からの精神的、道徳的、知的、そして身体的の全面発達に適切な教育を与える必要性が主張され、その教育活動のために、教育科学の進歩を考慮に入れ、それに基づいての遊び・感覚運動・手先の活動(歌・絵画・リズムなど)などで、子どもの個性を目覚めさせ、子どもの健全な心理的、精神的なバランスを与えることの教育の必要性を提唱しているのであった。

さて子どもの権利の総括的確認とそれらの保護、そして国家・社会・家庭・親・教師など子どもの権利の実現に深く関わりあう全てのものに、20世紀最大の子どもの権利に関わる思想、規定、法制としての子どもの権利条約(Convention On The Right Of The Child 1989年国連第44回総会)が成立し、いまや世界で200カ国近くの国家が批准するに至っている(日本-1994/3批准)。

子どもの権利条約では、あらゆる差別を超えて、子どもの最善の利益の観点から、子どもへの特別のケア、幸福・愛情・理解、少年司法への特別の配慮などを視点に、子どもの権利について、

1. 子どもの権利の保証  
無差別平等、子どもの最善の利益、締約国の実施義務、親の指導、条約の広報義務など
2. 生存と発達への権利  
子どもの最善の利益、生命・生存・保護・発達などの権利
3. 人格・人身の自由の権利  
プライバシーと名誉の保護、思想・良心・宗教の自由、司法手続きなどの権利など
4. 養育・保護・医療の権利  
親による養育と国の親への援助、健康と医療への援助、生存・発達に必要な生活条件を確保する権利などの諸権利など
5. 子どもとして保護される権利  
搾取および有害労働からの保護、麻薬や向精神薬からの保護、あらゆる形態の搾取などの保護などの権利など
6. 教育・文化に関する権利  
教育に関する権利、休息や余暇・遊び・文化的および芸術的生活に参加する権利などの諸権利など  
その他

こうした視点からの権利は実際の家庭・社会・学校の各レベルで内実化するものとして実効化させていかなければ

ればならないものである。

特に教育権に関しては、同条約第28条で、初等教育の義務化は当然として、中等教育、高等教育の利用への積極的利用の精神を打ち出し、教育・職業情報に関する情報および指導の利用、可能な機会をつくることを提言している。またわが国では、とかく紛糾の種になる学校の規律(いわゆる校則)については、子どもの人間としての尊厳に適合させていくべきことが求められている。子どもの教育への志向は、子どもの人格・才能ならびに精神的、身体的な能力の可能な最大限度までの発達が目標化されている(同条約29条)。重要なことであるが、子どもの教育に関わって、子どもの休息・余暇についての権利、年齢に適した遊び・レクリエーション活動、文化的な生活、芸術に自由に参加する権利。こうした機会の提供の奨励が規定されている(同条約31条)のである。

現代の子どもの現状—その一端にふれてきたが—には多くの問題、課題が渦巻いている。子どもの適切で望ましい人間の成長・発達の教育のためにはこうした観点を組み入れた教育権理論の一層の発展が必要になっているのである。

### 結 び に

本編の3.子どもの人間的発達と教育・教育権—教育権理論に関わって—で取り上げてきたこと、またこれまでの内容・理論の全体を、一体的・総合的に、子どもの望ましい人間の成長・発達の視点と理論に組み込んでいくことが必要である。この視点と理論がこれからの教育権理論の基礎であり、また出発でなければならないであろう。さらに望まれることはこうしたことを実効化するために、施設・設備、財政、教師・指導者、行政、地域社会、親・国民の相互責務、そのことの法制的整備が望まれる<sup>34)</sup>。あらゆることを含む教育理論、教育の主体は人類の次の世代—次代をになう子どもである。彼等に最高の最善の文化、文明の享受者・継承者・創造者として、また平和・幸福・共存・共生、愛と協調、人間性の理解と尊厳性、ヒューマニティー精神の高揚とその実践者、憎しみと偏見の呪縛から解放、合理的・科学的精神と芸術・文化理解の人間教育の理論としての教育理論の構築とその発展を期待しないではいられない現状である。現代のように、子どもを危機に陥れるのではなく、子どもの適切な人間形成と人間としての豊かさや幸せのための教育とそのための教育理論の発展が望まれている

現在である。このための強固な質の高い教育権理論の構築がさらに望まれているといえよう。

### 注

- 1) 東京家政大学研究紀要第36集所収 拙著「子どもの権利の法制と人間的成長・発達」、第37集所収 拙著「子どもの権利と人間的成長としての教育」、同第38集所収 拙著「教育権理論の思想的考察—子どもの権利の比較法制研究に関わって—」
- 2) 東京家政大学研究紀要第38集所収
- 3) 日本子どもを守る会編「子ども白書」'97年版 草土文化、日本総合愛育研究所編「日本子ども資料年鑑」第五巻、保育研究所編「保育白書」'97年版 草土文化、他
- 4) Edit. N. Gilbert : Combating Child Abuse, International Perspective And Trends, Oxford University Press I. Child Protective Orientation
- 5) A. S. Skolnick, J. H. Skolnick : Family In Transition, Part One ; Changing Family
- 6) 同4 United States pp. 10 ~ 11
- 7) 同4 United states p. 18
- 8) 同5 Chap. Childhood Chap. 11 Trouble In The Family
- 9) J. Garbarino N. Dubrow K. Kostelny C. Pardo Children In Danger, Jossey Bass Publishers pp. 12 ~ 20
- 10) 同4 United States p. 16
- 11) 同4 England p. 72
- 12) 同4 England p. 78
- 13) 同4 England p. 82
- 14) The Daily Telgraph : Everyday Law, Happer Collins Publisher p. 51
- 15) Masson & Morris : Children Act Manual, pp. 14 ~ 15
- 16) Dictionary Oxford Law : Oxford University Press p. 282
- 17) E. Jacobs G. Douglas : Child Support ; The Legislation, Sweet & Maxwell, p. 28
- 18) 同9 The Meaning Of Danger In The Lives Of Children p. 1

- 19) Henri Wallon : L'évolution Psychique Chez L'enfant Le Jeu De L'enfant, Librairie Ernest Flammarion, Paris Part II ; III
- 20) 同 9 Clinical Outcome ; Post Traumatic Stress Disorder pp. 69 ~ 70
- 21) 同 9 The Meaning Of Danger In The Lives Of Children p. 20
- 22) 日本子どもを守る会「子ども白書」'95年版 p. 140
- 23) Edit, P. Alston S. Parker J. Seymour : Children, Rights And The Law, Clarendon Press Oxford p. 24
- 24) 同23 Children's Right And Children's Lives pp. 29 ~ 30
- 25) 同23 Children's Rights More Seriously pp. 53 ~ 56
- 26) M. King C. Piper : How The Law Thinks About Children ; 3 The Construction Of Welfare Science p. 55
- 27) P. Leach : Children First, Michael Joseph London p. 217
- 28) 同27 pp. 203 ~ 206
- 29) Edit, G. Mialaret : The Children Right To Education, UNESCO pp. 9 ~ 10
- 30) 同29 Introduction pp. 13 ~ 15
- 31) 同29 The Children's Right To Education : A Survey p. 19
- 32) 同29 Ethical Aspects Of Children's Right To Education p. 37
- 33) 同29 Ethical Aspects Of Children's Right To Education pp. 39 ~ 44
- 34) Edit, S. R. Humm B. A. Ort M. M. Anbariw S. Laderw S. Biel : Child Parent & State, Temple University Press Part III -Children And School